

## いわき市医療センター看護専門学校条例の一部を改正する条例

いわき市医療センター看護専門学校条例（昭和42年いわき市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

| 区分    |            | 金額        |
|-------|------------|-----------|
| 入学受験料 |            | 10,000円   |
| 入学金   | 本市の住民である場合 | 35,000円   |
|       | 本市の住民でない場合 | 70,000円   |
| 授業料   |            | 月額14,000円 |

### 附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 令和9年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において、転入学をした者に係る授業料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。